

平成26年度第1回東京都森林審議会
議事録

東京都産業労働局農林水産部森林課

平成26年度第1回東京都森林審議会 議事次第

日 時：平成26年10月1日（水）14:00～16:00

場 所：東京都庁第一本庁舎33階特別会議室 S 1

議 題

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 委員紹介

4 東京都職員紹介

5 議事

【第1号議案】

林地開発許可の変更（第一石産運輸株式会社）

【第2号議案】

林地開発許可の変更（菱光石灰工業株式会社）

6 閉 会

○事務局 大変長らくお待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

私、本審議会の進行を務めさせていただきます、産業労働局農林水産部森林課の西澤と申します。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

これより失礼ながら着座して進行させていただきます。

本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議会委員総数14名中、その過半数を超える11名の委員の方々の出席をいただきました。東京都森林審議会運営要領第5の第1項の規定によりまして、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お手元に配付してございます資料について、ご案内させていただきます。

まず、左側に、上から、次第、その脇にございます資料一覧、次第の下に委員名簿、座席表、東京都森林審議会運営要領でございます。また、参考資料といたしまして、A3横版で森林法等抜粋と森林審議会への諮問を必要とする林地開発許可案件、二つの項目が1枚になってございます。また、青い冊子で森林法に基づく林地開発許可申請の手引というのが今回、参考資料になっております。

続きまして、各議案の資料になりますが、議案ごとにクリップでまとめてあります。まず、第1号議案の資料になりますが、資料1といたしまして諮問文の写しがございます。資料2としまして、森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要、これは申請者が第一石産運輸株式会社の申請となっております、その案件につきまして、資料3が林地開発許可変更申請基準適合状況、資料4といたしまして補足資料ということになってございます。次に、第2号議案の資料になりますが、資料5といたしまして諮問文の写し、資料6といたしまして森林法第10条の2に基づく林地開発許可申請の概要、こちらは申請者、菱光石灰工業株式会社の申請の資料となっております。資料7として、同案件の林地開発許可変更申請基準適合状況、資料8といたしましてその補則資料となっております。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長の寺崎よりご挨拶申し上げます。

○寺崎農林水産部長 この7月に産業労働局農林水産部長に就任をいたしました寺崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様には、日ごろより私ども東京都の森林施策にご理解とご協力をいただき、また、本日は大変お忙しい中を東京都森林審議会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、昨年10月の台風災害により大きな被害が発生いたしました伊豆大島に

ついて、ご報告をさせていただきます。

森林関係におきましても、林道の被災や山腹崩壊による土砂流出があり、皆様には大変ご心配をいただきましたが、被災した林道につきましては今年度中に全て復旧する予定でございます。また、山腹崩壊の復旧につきましても、昨年度より治山事業を緊急度の高い順に着手しており、できるだけ早く復旧できるよう取り組んでまいります。

さて、東京都では、これまでも森林整備を進めるため、林道等の基盤整備やスギ花粉の発生源対策などに取り組んでまいりました。東京における持続的な森林整備と林業振興のさらなる振興を図るため、今後10年間を見据えまして森づくり推進プランの改定を行い、今年3月に発表いたしましたところでございます。引き続き、新たなプランに基づきまして、森林整備と林業振興の施策に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をどうぞお願い申し上げます。

本日の審議会では、森林法の施行に係る重要事項でございます林地開発許可の変更に関する諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましては、ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局 次に、ご出席の委員の方々及び都の幹部職員を紹介させていただきます。

お手元の座席表をごらんください。

中央にお座りの鈴木会長でございます。

向かって右手側から、臼井委員でございます。

産形委員でございます。

吉条委員でございます。

久保田委員でございます。

小峰委員でございます。

斎藤委員でございます。

坂本委員でございます。

田中委員でございます。

土屋委員でございます。

福田委員でございます。

なお、本日、石野田委員、沖倉委員、河村委員は、都合により欠席となっております。続きまして、都の幹部を紹介させていただきます。

ただいまご挨拶させていただきました産業労働局 寺崎農林部長でございます。

石城森林課長でございます。

環境局自然環境部 及川緑環境課長でございます。

環境局多摩環境事務所 青山自然環境課長でございます。

それでは、議事に入る前に少しお時間をいただきまして、平成26年3月12日に開

催いたしました平成25年度第1回森林審議会での附帯事項について報告させていただきます。

○石城森林課長 それでは、私のほうから報告させていただきます。

前回の森林審議会では、南山東部土地区画整理事業に伴う保安林解除につきまして審議していただきました。その際、答申の附帯事項として、大規模盛土工についての資料を別途確認することとなっております。この附帯事項について、審議会後に事業者より補足資料が提出され、平成26年6月19日に鈴木会長に確認いただいた結果、内容について適当と認められました。

この確認結果につきましては、平成26年6月19日付25東森審第2号の2として東京都知事に答申するとともに、委員の皆様へ同日付の事務連絡によりお知らせさせていただいております。

鈴木会長には、お忙しい中、資料の確認のために貴重なお時間を割いていただきまして、まことにありがとうございました。

なお、本件につきましては、現在、林野庁への進達に向けて林野庁との調整中でございます。

以上で、前回実施しました森林審議会の答申附帯事項への対応についてご報告を終わります。

以上でございます。

○事務局 寺崎農林水産部長につきましては、業務の都合によりここで退席させていただきます。

それでは、これから議事に移らせていただきたいと思います。これからの議事進行につきましては、鈴木会長、どうぞよろしく願いいたします。

○鈴木会長 鈴木でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

それでは、まず、先ほどの資料の一覧の中にありました、東京都森林審議会運営要領というのがありますが、その第6に議事録署名人というのがありまして、議事録署名委員を会長が指名するというようになっておりまして、田中委員、土屋委員、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承の声)

○鈴木会長 それでは、議事録の確認よろしく願いいたします。

次に、本審議会の公開についてですが、今、同じ運営要領の第7というところに、当審議会は公開が原則という旨がございます。

これより傍聴人の入場を許可したいと思います。

それでは、傍聴人、いらっしゃれば入場をお願いします。

(傍聴者 入場)

○鈴木会長 それでは、傍聴の方は、傍聴券の裏側に書いてあります注意事項を遵守の上、

静粛に傍聴をお願いいたします。

それでは、諮問文について、諮問文を事務局からお願いいたします。

○石城森林課長 まず、1号議案でございます。

26環自緑第512号。

東京都森林審議会。

下記事項について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

平成26年8月21日。

東京都知事、舛添要一。

記、第一石産運輸株式会社の採石事業の拡張について。

続きまして、第2号議案でございます。

26環自緑第513号。

東京都森林審議会。

下記事項について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

平成26年8月21日。

東京都知事、舛添要一。

記、菱光石灰工業株式会社の採石事業の拡張について。

以上でございます。

○鈴木会長 ただいま知事からの諮問をお受けしました。

それでは、諮問内容について事務局から説明をお願いいたします。

説明は、ただいまございました第1号議案からご説明いただき、その後、質疑応答をした上で、第2号議案の説明をしていただくということで進めたいと思います。

それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 参考資料及び諮問内容の説明については、環境局の及川緑環境課長より説明させていただきます。

○及川緑環境課長 環境局緑環境課長、及川でございます。私のほうから、諮問内容及び参考資料についてご説明をさせていただきたいと思います。

これにて着座でご説明のほうをさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の参考資料と右肩のほうに書いてございますA3判の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

この第1号議案につきまして、今回の森林審議会に諮問をさせていただいている根拠についてでございますが、この資料の左側のほうをごらんいただきたいと思います。

森林法等の抜粋というふうに記載してございます。森林法の第10条の2第1項によりまして、地域森林計画の対象となっております私有林で一定規模以上の開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならないとされております。

また、左側の一番下のところに同条の第6項がございますが、この規定によりまして、その場合に、知事の許可を受けなければならない場合におきまして、都道府県森林審議

会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないと規定されております。

本件の場合は、関係市町村は檜原村でございますが、檜原村からは、特に本件について意見はない旨の回答を得ているところでございます。

続きまして、右側のほうにお移りください。

右側には、森林審議会への諮問を必要とする林地開発許可案件としまして、東京都林地開発許可事務処理基準第9を図示させていただいております。

この基準によりまして、第一石産運輸株式会社の場合は、昭和56年に当審議会にお諮りをいたしまして、その案件の変更ということに当たります。中段にございます、既に諮問された案件の変更許可に今回該当いたします。

また、変更による許可面積の増が1ヘクタールを超えるものに該当するため、今回諮問をさせていただいているところでございます。

続きまして、第1号議案につきまして、事業者が作成いたしました資料の2をごらんいただきたいと思っております。A3横長の部厚い資料となっておりますが、「森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要 申請者：第一石産運輸株式会社 檜原工場」となっております。

まず、目次を1枚おめくりいただきまして、1ページのほうをごらんいただきたいと思っております。最初に、1の1としまして、本件の採石事業の拡張を申請する理由について記載してございます。

事業者は、昭和38年以降、首都圏の主要道路の整備、都区内及び三多摩地区の発展に伴う建設資材の供給の一翼を担いまして、西多摩地区の地域振興に寄与してきたところでございます。近年、首都圏での骨材供給は、自然環境保護の観点から新規の採石場の開発は難しく、今後の需要に対して果たす役割は大きいと見込まれておりますことから、事業区域を拡張して生産を継続するという内容となっております。

森林法におきましては、昭和56年12月の森林審議会の審議を経まして当初の許可を取得しまして、現在は、平成21年の変更許可を経て、平成27年7月までの事業計画を立てているところでございます。

右側をごらんいただきたいと思っております。1の2、事業の概要でございます。

申請者は、第一石産運輸株式会社でございます。事業地は、西多摩郡檜原村本宿5583番5外41筆でございます。事業区域の面積でございますが、113.7862ヘクタール、岩石の採取期間は7期35年を計画しておりますが、着手当初の5年間は運搬路の造成のみを行います。その後、6期30年で、年間の採取量は76万2,000トンを予定しているところでございます。

続いて、2ページをご覧ください。事業区域の位置でございます。

赤い実線が左側でございますけれども、この部分が今回の申請の事業区域となっております。JR五日市線の武蔵五日市駅の南西約8キロメートルの山地に位置してございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。こちらは事業区域の現況でございます。

右側が事業区域内及び周辺の航空写真でございます。標高が310メートルから780メートルの山地となっております。事業区域の東側は、南秋川が南から北に流下し、北から流下する北秋川と合流し、秋川となって東に流下しております。植生は、スギ・ヒノキの植林が大半でございます。尾根にコナラ群落、モミ群落が、沢沿いにはフサザクラ群落が見られるところでございます。

水色の実線が現在の事業区域でございます。同じく水色の点線が現在の採掘区域となっております。また、オレンジ色の実線が今回の拡張申請の事業区域でございます。同じく同じ色の点線が今回の申請の採掘予定区域となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。現況の写真をお示ししてございます。

撮影の位置につきましては、次の5ページの現況図に図示させていただいているところでございますが、4ページ一番上の①Aの全景が、プラントのそばから見た全景となっております。①Bの全景は、事業区域の北側から拡張を予定している南側を展望したものとなっております。写真の②はプラントの施設、また、③、④につきましては事業所の出入口となる搬出路、⑤が採取箇所、⑥が造成森林、⑦が調整池の写真となっております。

次に、6ページをご覧ください。6ページでございますが、本件の許可を受けた場合の着手時点の現況となっております。変更前の土地利用計画図となっております。

この中で、濃い色の書かれている部分に、薄い緑色の斜線が下側、南側のほうに伸びているのがおわかりいただけるかと思っております。この緑色の斜線掛けをしてある部分、これが、今後、伐採をして採掘していく予定の開発予定森林となっております。

続きまして、7ページのほうをお開きください。ただいまご確認をいただきました6ページの緑色の斜線掛けをした部分のほうの採掘を進めまして、35年後の土地利用計画図をお示ししているところでございます。

現在の土地利用計画と比べますと、採掘区域を南側へ拡張するとともに、開発区域の拡張に伴う集水面積の増加を踏まえまして、洪水調整池兼沈砂池の容量を拡充してございます。また、事業区域の北側と東側に廃土石堆積場、緑色の濃い色になっているところ、北側に廃土石堆積場1、東側にちょっと大きい廃土石堆積場2というのがご確認いただけるかと思っております。これを設置いたしまして、場内で発生した土砂の埋め戻しを行うこととしてございます。

8ページをご覧ください。こちらのページが計画概要の総括表となっております。

まず、事業区域を左上の部分にお示ししてございます。全体で113.7862ヘクタールとなっております。その右、開発行為に係る森林面積でございますが、39.3

552ヘクタールとなっております、岩石の掘削を行う区域となっております。

9ページをおめくりいただきたいと思います。9ページの図を見ますと、既に許可を取得し開発された森林が、この色の中ではオレンジ色の斜線になっている部分、ここが既に許可を取得して開発をされた森林となっております、ここの部分の面積にこの図の中の①の部分、今回開発する森林27.3402ヘクタールを加えた合計値が、先ほどご覧いただきました森林行為に係る森林面積の39.3552ヘクタールに該当するものとなっております。

大変恐縮でございますが、いま一度8ページのほうにお戻りをいただきたいと思いません。中段のほうに移りまして、残置する森林でございます。残置森林は54.3442ヘクタールとなっております。先ほどの同じく9ページの図のほうで見ますと、⑤、⑥、⑦の部分が残置森林に当たる部分となっております。この事業区域の外周部の薄い緑色の部分となっております。

そのほか、8ページには、35年後に掘削が終了した段階での目的別の面積とその割合をお示ししてございます。

また、一番下の段でございますけれども、こちらは35年を7期に分けて、それぞれの期ごとの開発面積をお示しさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページにお移りいただきたいと思います。拡張事業計画の内容を表でまとめてございます。

まず、左側のほうをご覧ください。左上のところに、現況となっておりますが、地形は標高310メートルから780メートル、平均傾斜度は30度、地質、基岩は硬質砂岩、土壌は褐色森林土となっております。林況は、スギ・ヒノキの人工林が大半を占めておりまして、一部、モミ・コナラの天然林が見られます。

開発行為の内容がその下に書いてございます。開発面積を53.0105ヘクタール拡張することとしてございます。最初の5年間は運搬路を造成し、残りの6期30年間で2,286万トンの岩石採取を行う計画となっております。

次に、その下、30年後の残置森林、造成森林についてお示ししております。残置森林が58%、造成森林が10.8%となりまして、森林率は全体で68.8%となっております。

次に、森林の管理でございますが、残置森林につきましては、スギ・ヒノキの植林が大半を占めておりまして、広葉樹との混交林への林相転換を図ることとしております。また、造成森林につきましては、年1回の下草刈りを行うこととしてございます。

跡地利用計画は、現在のところ未定となっております。

続きまして、この10ページの右側のほうをご覧ください。右上のほうに参りまして、周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況でございます。事業区域の東側を檜原街道が南から北に通っておりまして、本宿から北側では水根本宿線が通っており、その道路沿いに民家が点在してございます。また、檜原街道沿い

には、檜原保育園、檜原村福祉センターがございます。

地域の水需要の状況でございますが、周辺地域では秋川を利用するものとして取水所は設置されておられません。秋川には秋川漁業協同組合の内水面漁業権が設定されておりまして、馬道沢では集落の一部で散水などの利水がございます。

次に、周辺住民、土地所有者、公共施設管理者などの同意取得等の状況でございますが、秋川漁業協同組合と河川汚濁を排除することなどにつきまして覚書を締結してございます。

土地の所有でございますが、全て第一石産運輸株式会社の所有となっております。公共施設管理者の同意も取得済みとなっております。

続きまして、中段のほうに土工関係が記載されてございます。切土量が980万立方メートルとなっております。残土量（盛土量）は51万立方メートルとなっております。切土の法面は硬い岩でございますので、傾斜60度で、高さ10メートルごとに3メートル以上の幅の小段を設けてございます。盛土につきましては、急勾配の盛土法面の補強工事に採用されておりますジオテキスタイル補強の工事を施すこととしておりまして、この場合の土壁の法面は73度以下に、補強土壁の間の法面につきましては、勾配33.5度以下に抑えることとしております。また、高さ5メートルごとに2メートルの小段を設ける計画となっております。

11ページをお開きいただきたいと思っております。左上のところに雨水排水施設についてご説明がございました。事業区域を二つの区域に分けまして、30年確率降雨強度に対応するよう、2カ所の洪水調整池兼沈砂池を設ける計画となっております。いずれの調整池等も基準以上の容量を確保する計画としてございます。

続きまして、11ページ、中ほどに8としてございますが、本件事業の遂行に必要な許認可などを掲載しております。

3段目にございます東京都における自然の保護と回復に関する条例関係でございますが、平成25年2月15日に許可を取得してございます。

また、4段目に記載してございます東京都環境影響評価条例につきましては、平成24年5月24日付で手続が完了してございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思っております。先ほど、35年間で7期に分けて進めるというふうにご説明をいたしました。それぞれの期別の進捗状況を12ページから13ページにかけて図で示したのとなっております。こちらにつきましては、14ページ以降で期別の進捗状況の詳細が記載されておりますので、それを用いてご説明をさせていただきますと思っております。

14ページをご覧いただきたいと思っております。こちらが着手時の事業区域の現況を示した資料となっております。右側の薄い緑色の網掛けの部分につきまして、今後、標高765メートルから540メートルまで掘り下げる予定となっております。掘削する標高は225メートルとなります。

続きまして、15ページにお移りいただきたいと思いますが、先ほどの14ページで網掛けだった部分に、当初の5年間で運搬路を造成した計画が示されてございます。南側に6.3991ヘクタールの開発を進めますとともに、事業区域の右上、北東部にございます現在の沈砂池を、洪水調整池兼沈砂池Bとして拡張いたします。その右側、東側に存在する洪水調整池兼沈砂池Aとあわせまして2カ所設置する計画となっております。事業区域の北側には廃土石堆積場1に20メートルの盛土を行うとともに、東側の廃土石堆積場2に20メートルの盛土を行った状況をお示ししているところでございます。

続きまして、16ページをお開きいただきたいと思います。続く第2期5年間で終了した時点の状況を図示したものとなっております。右側の採掘が標高650メートルの高さまで進みまして、東側の廃土石堆積場では、盛土が411メートルの高さまで進んだところを示したものでございます。

次の17ページが第3期に当たりまして、16ページと比較いたしますと、標高が650メートルから640メートルまで採掘が進んでおります一方で、東側の廃土石堆積場では、411メートルから436メートルの高さまで盛土が進んだ状況をお示ししております。

次の18ページが第4期に当たりまして、その前のページと比較いたしますと、標高が640メートルから610メートルまで採掘が進んでおりまして、一方、東側の廃土石堆積場におきましては、436メートルから30メートル上増ししまして、466メートルまで盛土が進んだ状況となっております。

次の19ページが第5期に当たりまして、その前と比較いたしますと、標高が610メートルから590メートルまで採掘が進みまして、廃土石堆積場では466メートルから496メートルまで盛土が進んでございます。

次の20ページが第6期に当たりまして、その前と比較いたしますと、590メートルから560メートルまで採掘が進められております一方で、廃土石堆積場につきましては、496メートルから526メートルまで盛土が進んでございます。

次の21ページが第7期に当たりまして、その前と比較いたしますと、標高は560メートルから540メートルまで採掘が進んでございます。また、東側の廃土石堆積場につきましては、526メートルから536メートルまで盛土が進んだところとなっております。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思います。こちらは、次の23ページと24ページに断面図をお示ししておりますが、その断面の切り方について、22ページのほうでお示した内容となっております。

23ページをご覧ください。上段のA-A'断面図をご覧ください。断面図の茶色の部分が真ん中のところがございますが、これが第1期の切土を示しておりまして、右下に凡例が書かれてございますが、それと同じ模様の部分が各期ごとの採

掘、切土をお示ししているものでございます。

下段のB-B'の断面図は、A-A'の断面図に垂直となるように切った断面をお示ししております。第5期から第7期にかけて左側の山の採掘を行う切土の状況を示しております。また、第7期には、右側の谷の盛土を行う状況もお示ししているところでございます。

24ページをご覧ください。上段のC-C'断面図と下段のD-D'断面図は、盛土の厚さが一番厚くなるところで切った断面図をお示ししております。

まず、上段のC-C'断面図ですが、第1期から第7期にかけて左側の山の採掘を行う切土をお示するとともに、第4期から第7期にかけて行う右側の谷の盛土をお示ししております。

下段のD-D'断面図は、東側の廃土石堆積場2を縦断する形の断面図となっております。第1期から第7期にかけて行われる盛土の状況をお示ししております。第1期、第4期、第5期、第6期におきまして、急勾配の盛土法面の補強工事に採用されておりますジオテキスタイル補強の土壁を設置する計画となっております。ジオテキスタイル工法とは、ポリエチレンやポリプロピレンなどの素材によってつくられた網状の補強材などを用いまして土壁や盛土の補強を行う工法となっております。工法の詳細は、別紙のお手元の資料、「補則資料（第一石産運輸採石拡張事業）」に記載をしておりますので、ご覧いただければと思います。

今回の盛土法面の補強につきましては、経済産業省の採石技術指導基準に照らしまして、常時及び地震時における安全基準を満たしていることが確認されております。

続きまして、25ページのほうをお開きいただきたいと思います。こちらは排水計画となっております。

既開発区域のプラント用地の一部と拡張区域の廃土石堆積場の雨水につきましては、既存のA調整池兼沈砂池に集水を行う一方で、それ以外の区域の雨水につきましては、既存の沈砂池を拡張して調整機能を持たせたB調整池兼沈砂池を新設いたしまして集水を行う計画となっております。雨水は直接河川に流れ込まないように、洪水調整池、沈砂池に一旦集水をいたしまして、流量を調整した後に河川に放流する計画となっております。碎石製造過程で発生する汚濁水につきましては、污水处理施設において汚泥分を除去した後、処理水をプラント内で循環・再利用いたします。

現在ある既存の洪水調整池、沈砂池は、30年確率の降雨強度による流量と1ヘクタール当たり200立方メートルの流出土砂量に対応して設置されてございます。開発区域の拡張に伴いまして集水区域も広がりますことから、現在の調整池や沈砂池の容量を拡張し、十分な容量を確保する計画となっております。

A調整池兼沈砂池からの放流水につきましては、既設の暗渠放流管、集水柵を経て南秋川に放流する予定でございます。B洪水調整池兼沈砂池からの放流水につきましては、暗渠管を経てA調整池を通じまして同様に南秋川に放流する予定でございます。B調整

池は、着手後5年以内に完成させる計画となっております。

調整池の管理につきましては、堆積土砂の浚渫を年1回行う計画となっております、土砂の堆積量によりましては、適宜、浚渫を行う予定でございます。

26ページは、集水区域と調整池兼沈砂池の位置などについてお示しした図となっております。

また、続く27ページ、28ページには、A調整池兼沈砂池の平面図と求積図、続く29ページ、30ページには、B調整池兼沈砂池の平面図と求積図をお示ししてございます。

31ページには、雨水排水施設の詳細断面図をお示ししてございます。

続きまして、32ページをご覧いただきたいと思っております。排水フロー図をお示ししてございます。

それぞれの集水区域からA、Bの調整池兼沈砂池を経由いたしまして、河川への放流許可量以内に調節して排水を行う過程を示してございます。

恐れ入りますが、ここで再びお手元の資料4、「補足資料（第一石産運輸採石拡張事業）」をご覧いただきたいと思っております。

こちらの表がございませけれども、A、Bの各洪水調整池兼沈砂池における開発前後の雨水流出量、ピーク流量と河川への許容放流量をお示しした表となっております。調整池などの設置に当たりましては、開発後の雨水流量を開発前の雨水流量まで調節することが基本となっておりますが、本件におきましては、河川（南秋川）への許容放流量が別途河川管理者によって定められておりますために、この許容放流量以内に流量を調整できるよう施設の設計を行う必要があります。32ページのフロー図では、A、Bの各調整池兼沈砂池が30年確率の降雨強度に対応できる容量の1.2倍以上の能力を確保していることをお示ししてございます。

最後に、33ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは植栽標準図をお示ししてございます。

左側が平坦部の植栽と断面図、それから平面図、右が小段の断面図と平面図となっております。それぞれ土が流れ出ないようにカットをしまして、客土をして、コナラ、アカマツなどの苗木を1平方メートル当たり1本植栽いたします。また、ススキやヨモギなどを播種いたします。小段及び採掘法面につきましても同様に植栽をする予定でございます。残置森林につきましては、年1回下刈りを行うとともに、必要に応じて補植を行うとしてございます。

概要の説明は以上でございますが、続きまして、資料3をご覧いただければと思っております。

資料3でございますが、今回の変更許可申請が許可基準に適合しているか否かにつきまして整理をさせていただいた資料となっております。

森林法及びこれに基づく都の林地開発許可実施要領で定められております許可基準と

本計画の内容を突合いたしまして、その結果、基準に適合しているか否かをお示したものでございます。

それでは、順次ご説明をさせていただきます。

まず、1段目でございますが、森林法第10条の2第2項において、都道府県知事は、前項、ここでいう前項とは「林地開発をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない」という条項でございますが、この許可の申請があった場合におきまして、次の各号、この次の各号といいますのは一番左側でございますが、第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められるときは、この申請を許可しなければならないというふうに規定をされているところでございます。

それでは、第1号、災害の防止につきまして、順次説明をいたします。

1、切土、盛土又は捨土となっているところのうち、工法についてでございます。本件の場合切土となっておりますので、基準といたしましては、原則として階段状に行うなど、法面の安定が確保されることが基準となっております。本計画におきましては、山腹を階段状に採掘していくベンチカット工法を採用しておりますので、結果として基準に適合していると判断をすることができると考えております。

次に、1段飛ばしまして、法面の勾配でございます。基準では、切土に対する標準法面の勾配は、硬い岩の場合、73度から51度となっております。本計画におきましては、勾配が60度ですので基準に適合しております。廃土石の盛土に対する標準法面の勾配でございますが、岩塊の場合は34度から29度となっております。本計画の勾配が34度でございますので、基準に適合してございます。

続きまして、法面における小段でございます。基準は、切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることとなっております。本計画では、切土高10メートルごとに3から20メートルの小段が設置されておりますので、基準に適合していると考えてございます。

なお、盛土につきましても、盛土高が5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることが基準となっておりますが、本計画におきましては5メートルごとに2メートルの小段が設置されておりますので、基準に適合しているところと判断しているところでございます。

また、ジオテキスタイル補強土壁を設置するなど、法面崩壊防止の措置も講じられていると判断しております。

続きまして、1段飛ばしていただきまして、擁壁の設置箇所についてでございます。本件は硬質砂岩の硬岩盤であるため、擁壁の設置は必要なしとしております。

続きまして、中段、下から2段目のところ、えん堤等となっておりますが、こちらも硬質砂岩の硬岩盤のため、設置の必要はなしということでございます。

続きまして、3の排水施設の構造でございますが、基準のとおり、河川管理者の同意を既に得ているところでございます。

それでは、基準適合表の2ページのほうにお移りいただきたいと思っております。

左上の4、洪水調整池等についてでございますけれども、基準の中段にありますように、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであるということが基準となっております。本計画の場合は、先ほどもご説明いたしましたとおり、30年確率雨量強度に対応できる洪水調整池を設置しておりますので、基準に適合するとしてございます。

次に、少し先に行きまして、第2号（水の確保）に移らせていただきます。本計画の場合は、開発行為地に隣接して流れております南秋川は、周辺地域で取水所等が設置されておられませんために問題はございませんので、水量確保の措置は必要ないということになります。

続きまして、第3号（環境の保全）の1、残置森林についてでございますが、土石等の採取の場合は、残置森林率、森林率の基準が基準上は設けられてございません。参考といたしまして、工場事業場の設置や残土処分などの開発を行う場合におきましては、森林率がおおむね35%以上とする基準が別途ございますけれども、本計画の場合、森林率は68.8%となっておりますので、そういった他の事例と照らし合わせましても、十分な数値が確保されて基準に適合されていると判断してございます。

次に、森林の幅と配置についてでございますが、基準では、原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林または造成森林を配置することとなっております。本計画の場合、周辺部には幅45メートルから650メートルの残置森林が配置されておりまして、基準を満たしていると判断しております。

続きまして、2、造成森林についてでございます。基準では、樹高1メートルの場合、1ヘクタール当たり2,000本、樹高2メートルの場合は、同1ヘクタール当たり1,500本などの植栽を行う基準となっております。これを換算いたしますと、樹高1メートルの樹木の場合、5平方メートル当たり1本の木を植えることが基準となっておりますが、本計画では樹高1メートルの高木を1平方メートル当たり1本植栽いたしますので、基準をクリアしているというふうに考えてございます。樹高につきましては、採石場の環境から妥当と考えられておりまして、密度によって、基準より濃く植栽が行われることが確認をされておりますので、基準に適合しているというふうに判断をいたしているところでございます。

適合表の3ページをお開きいただきたいと思っております。

こちらは一般事項となっております。

2の開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有するものの同意についてでございますが、基準では、申請者が3分の2以上の同意を得なければならないとなっております。本件につきましては、全て事業者の自社所有地でございますので

で、基準をクリアしていると考えております。

続きまして、4、開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可などについてでございますが、基準では、当該許認可等がなされているか、またはそれが確実であるとなってございます。先ほどお示しいたしましたとおり、関係ある法令等については許可済み、または確実に許可が見込まれる状況となってございます。

続きまして、5、信用関係と6、資金の調達についてでございますが、第一石産運輸株式会社は昭和23年に設立され、採石事業者として登録をされておりました、基準は満たしていると考えてございます。なお、資金の調達につきましても、自己資本の銀行残高を確認させていただいてございます。

次に、8、全体計画との関連の明確さでございますが、本計画では、7期35年の全体計画を策定しております、期別の5年ごとの計画と全体計画との関連性は明確にされてございます。

次に、11、周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮についてでございますが、秋川漁業協同組合と河川汚濁について排除する旨の覚書を締結しております、地域への配慮もなされた計画となっております。

以上、主な項目についてご説明いたしました、都としましては基準に適合した計画であると考えているところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 鈴木会長 ただいま事務局より、第1号議案の諮問内容についてのご説明を、資料2、3、4とともにご説明をいただきました。各委員には、事前に資料をお送りして目を通していただいております。事前の質問、ご意見というのは特になかったかと思いますが、今の事務局からの説明を伺った上で、意見、ご質問がありましたら伺いたいと思います。どの点でも結構ですが、どなたからでも結構ですが、何かございますでしょうか。どうぞ。

- 土屋委員 資料の2の10ページなんです、10ページの左側のほうの一番下のところに、一時的利用の場合は利用後の原状回復方法というのがあって、これに特に跡地利用計画はないという記述があります。それに関連して、同じ資料の1ページのところに、具体化していないけれども、当地域の特性を生かすように、地元住民や村と検討して、地場産業として地域の発展に寄与していきたいという旨の記述があるんですが、実は次の案件のやつなんかだと、埋め戻して植栽しますというような、普通考えられるような記載があったんですけれども、この場合は何か将来計画のようなものが、何か普通ではないようなものがあり得るということなんですかね。もしもご存じでしたら。

- 及川緑環境課長 まさに記載しているとおりでございまして、事業者の立場からいたしますと、これからまた地域の方々ともそういった情報交換をいたしまして決めていきたいということが事業者さんの今の現況かと思っております。

ただ、委員ご指摘のように、基本的にはやっぱり自然環境に配慮した植栽を新たに施

していくとか、そういったことが通常は期待されているところかと思しますので、そういったご意見が本日あったことは、事業者にお伝えしていくことは可能かと考えております。

○鈴木会長 どうぞ。

○福田委員 同じような質問なんですけれども、やはり次の八王子のこともあるんですけども、八王子はきちんと計画を立ててありますよね。でも、檜原のほうは、跡地利用が、自己所有だからまあいいよということになるんでしょうか。かなり緩やかに、そんな計画を立てなくても許すよというようなことがあるんですか。

○及川緑環境課長 いずれにしましても、ただいま長時間にわたりご説明をさせていただきましたけれども、林地開発許可の基準というものに一個一個照らし合わせてみたときに、この事業者が立てております計画というのが全ての基準をクリアしているということは確認をされておまして、それ以上どこまで配慮を求めていくのかというのは、事業者における任意の取り組みという範疇に入ってくるのかなとは思っております。

いずれにしましても、既に事業者のほうから提出していただいている資料を確認した中で、許可基準というものに適合しているのかどうかといえ、これは全てクリアしているということは確認しているというところでございます。

○鈴木会長 ほかにございますでしょうか。

私から、先ほどのご説明でちょっと伺いたいところが二つあります。

まず、説明いただいた資料2の11ページの拡張計画に関連し必要となる許認可等というところの四つ目ですね、東京都環境影響評価条例。ここで、先ほどの口頭のご説明は、手続状況等について、平成24年5月24日手続完了であるというご説明だったと思いますが、ここの記述を見ると、「であるが、変更が生じたため変更届提出予定」と、こうなっております、ここのところの点についてご説明をお願いしたいというところがまず一つ目です。

それから、続けてちょっとお尋ねしますと、同じ資料の33ページ目の植栽標準図というのがあって、これは細かいことなんですけども、草本種子吹付というところにケンタッキーブルーグラスというのがありまして、ススキ・ヨモギ・イタドリは在来種ですけども、これは外来種だとして、最近の外来種の云々ということからいくと、余り推奨されないのかなと思うんですが、そのあたり何か、自然環境の視点から何かコメントはございませんか。

二つお尋ねいたします。

○及川緑環境課長 ご質問ありがとうございます。

まず、今、会長からご指摘をいただきました1点目の東京都環境影響評価条例の手続の関係でございますが、「変更が生じたため変更届提出予定」というふうに確かに記載をされておまして、ちょっと若干、少し説明が足りなかった点につきましてはお詫び申し上げます。

具体的にここがこうなるというのを少しお示しできるような資料は、ご用意できておりませんが、例えばなんです、一番近いところで14ページ、今の資料2の14ページのところで見てみますと、これは、14ページは期別の土地利用計画の一番最初の着手時の内容になっておりますけれども、だんだんにこの茶色い搬出路が右に行ったり左に行ったりといたしますか、徐々に上の高いところに上がっていきけるように搬入路が確保されるような図が見てとれるかと思いますが、この岩石の搬出の方法につきまして、当初、環境影響評価あるいは自然保護条例に基づく自然環境保全審議会も行われた段階での事業者から提出のあった計画といたしますのは、こういった搬入路で岩石を下ろしていくということ以外に、縦穴を掘って下ろしていくといったような計画が当初の計画として予定をしておいたんですが、事業者において、その後、採算などについて社内で検討された結果、より経済合理的な方法として、縦穴を掘って下ろしていくといったようなやり方をやめたというふうに聞いておりました、これは全体の計画の中では微修正という範疇にとどまるというふうに考えておりますので、この環境影響評価条例の所管する環境局都市地球環境部、あるいは自然保護条例を所管しておりますのは、これは私どもの緑環境課になりますが、いずれも微修正ということで、全体の計画を根本的に変えるような内容というよりは、あくまでも部分的な変更にとどまるというふうに理解をしておりますので、特段、本林地開発許可に当たりまして、その点について修正が加わった形で今回提出していただいております点につきましては、特に問題はないというふうに考えているところでございます。

○鈴木会長 要は、手続状況等というので、現段階は予定ではあるが、それがこの審議の結果を左右するような問題は生じないというご見解であると、こういうことでございますか。

○及川緑環境課長 そのとおりでございます。

それから、2点目のご質問でございますが、会長ご指摘のように、ケンタッキーブルーグラスというのは、名前から見ても在来の植物とは言い難いのかなというところもございまして、本日そうしたご意見もあったこともございますので、事業者のほうにこの辺はお伝えしまして、もし可能であれば、近隣の在来種に配慮した植栽に基本的には整えていただけるようにご配慮いただくと。これも、先ほど私が申し上げましたけれども、許可基準はクリアしているんですが、それ以上どこまでやっていただくかという範疇の中で、できる限りご配慮いただければなということをお話かというふうに考えております。

以上でございます。

○鈴木会長 わかりました。

委員、ほかに何かございますでしょうか。

今、私としては、ご説明をいただいたとおり、申請基準適合状況というのは適合しているということは了解した上で、ちょっともう一つご質問をいたしますが、資料3の上

から五つ目に、法面における排水施設というのがありまして、右側の本計画、盛土については、補強土壁が設置されるので排水施設は不要としたと書いてあります。基準に照らすとこれで結構なのは承知しておりますが、先ほどのご説明にあったように、縦断図等で見ると、やはり盛土がかなり高い盛土なんですね。高盛土です。ですので、その場合に、事業区域全体から見たらそれほど大きくは見えなくてもいいかなと思う点がございます。

これは、きょうの結論に対して申し上げることではないし、基準には適合しているわけですが、盛土というのは一回つくと、この事業計画自身35年ですし、一回つくれば100年、200年盛土のまま存在して管理していくということは必然になりますので、そこところは気になるということだけは申し上げます。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

特段なければ、今回、第1号議案として諮問されましたところにつきまして、原案どおり許可をすることになります。よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。第1号議案、原案どおり許可という形で進みたいと思います。

次は、答申書の作成については後ほどといたしまして、引き続き第2号議案の説明を事務局よりお願いいたします。

○及川緑環境課長 それでは、引き続きまして、第2号議案の諮問内容について、ご説明をさせていただきますと思います。

先ほどと同様に、まず初めに、先ほどご覧いただきましたA3判の参考資料をご覧いただきたいと思います。森林法等の抜粋というのが書かれてある資料でございますが、いま一度ご覧いただければと思います。

第2号議案を今回の森林審議会に諮問させていただく根拠についてでございます。

本件につきましても、第1号議案と同様に森林法の規定に基づきまして都道府県知事の許可が必要となることと、その場合において、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならないこととなっております。

本件におきましては、関係市町村は八王子市でございますが、八王子市からは、森林の機能を損なうことのないよう十分な配慮と、河川への影響を与えないよう降雨時も含め雨水等の流出抑制を行い、池の機能を最大限発揮するよう管理するという事を八王子市からは意見として求められております。この意見につきましては、この後、第2号議案の諮問内容のご説明をさせていただきますけれども、市の意見は十分に踏まえられた内容となっているものと認識しているところでございます。

続きまして、参考資料の右側、森林審議会への諮問を必要とする林地開発許可案件をご覧いただきたいと思います。

東京都林地開発許可事務処理基準第9を図示しているものでございますが、菱光石灰工業株式会社の場合におきましては、平成12年に当審議会にお諮りをした案件の変更に当たりますので、中段にございます「既に諮問された案件の変更許可」に該当いたします。

また、「変更による許可面積の増が1ヘクタールを超えるもの」に該当するため、今回、諮問をさせていただいているところでございます。

それでは、事業者が作成をいたしました資料の6、A3横長の厚い資料、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

1ページをお開きください。目次が挟んでありますが、1ページのほうに参りまして、最初に1の1としまして、本件採石事業の拡張申請理由が記載されてございます。

事業者は、昭和39年の操業開始以来、道路及びコンクリート用骨材の安定供給に努め、社会資本整備に貢献をしてきたところでございます。既許可区域では、当初の想定より製品原石の割合が少ないことが判明いたしまして、良質な砂岩が尾根部南側に存在しておりますことから、事業区域を拡張して生産を継続するという内容でございます。

尾根を越えるに当たりましては、景観のシミュレーションを行い、また、入山川流域河川への流域の変化、また、残留緑地を適切に維持管理していくということを地元の八王子市にも説明し、理解が得られたとしてございます。

森林法におきましては、平成12年3月に森林審議会の審議を経まして変更許可を取得しております。現在は、平成29年4月までの事業計画を立てているところでございます。

右側をご覧いただきたいと思います。1の2、事業の内容でございます。

申請者は、菱光石灰工業株式会社でございます。事業地は、八王子市美山町33番地1外112筆及び小津町1214番地外13筆でございます。事業区域の面積は180.4112ヘクタール、岩石の採取期間は4期20年を計画しております。年間の採取量は146万トンを予定しております。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。事業区域の位置でございます。

赤い実線が右側の地図の中に書かれてございますが、今回申請の事業区域でございまして、首都圏中央連絡自動車道八王子西インターチェンジから北西約3.2キロメートルの地点に位置しております。

次に、3ページをお開きください。こちらが事業区域の現況写真でございます。

左側が事業区域内及びその周辺の航空写真でございまして、標高270メートルの山入川沿いの低地から最高では640メートルとなる丘陵地の尾根の北側斜面までとなっております。拡張区域は、その尾根の右側斜面の樹林地帯でございます。

緑色の実線が現在の事業区域でございまして、その中のオレンジ色の点線になってい

る部分が現在の採掘区域となっております。また、赤い色の実線が今回の拡張予定区域でございまして、同じく赤い色の点線が今回の申請の採掘予定区域となっております。

続きまして、4ページをお開きください。採取場の現況図でございまして。

次の5ページ、6ページにおきまして現況の写真をお示ししてございまして、その撮影の位置について4ページに図示をしているところでございまして。5ページの中段の左側に①とございまして、①が工場の入り口でございまして。②、③がプラントの全景、④が濁水処理設備でございまして。⑤が第一調節池、⑥が沈殿池でございまして、⑦が第三調節池、⑧が沈殿池でございまして。⑨、⑩が緑化法面、⑪、⑫、⑬が残壁部、堆積場などの緑化状況でございまして。⑭は最終沈殿池となっております。

続きまして、7ページをご覧いただければと思います。こちらのページが計画概要の総括表でございまして。

まず、事業区域が左の上、①となっております。全体では180.4112ヘクタールとなっております。開発行為に係る森林面積が②となっております。36.7502ヘクタールでございまして、ここが岩石の掘削を行う区域でございまして。その右に移りまして残置森林ですが、残置する森林の面積は93.5012ヘクタールとなっております。

その下には、20年後、掘削が終了した段階での目的別の面積とその割合をお示ししてございまして。

一番下の段でございまして、こちらは20年を4期に分けて、それぞれの期ごとの開発面積をお示したものでございまして。

8ページには、計画の概要を地図上に落とした計画概要総括図をお示ししてございまして。

続きまして、9ページに移らせていただきます。本件の許可を受けた場合における着手時点の現況でございまして、変更前の土地利用計画図となっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思っております。ただいまご覧いただきました9ページの地図の下の方、南側の部分を採掘いたしまして、20年後の土地利用計画図をお示ししてございまして。掘削区域の拡張に伴いまして、10ページの真ん中あたりに、中央のところに切羽調節池というもの新たに設けられていることがお分かりいただけるかと思っております。この切羽調節池ができることで、三つの洪水調節池が四つになるという計画となっております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思っております。拡張事業計画の概要をまとめてございまして。

左側をご覧ください。左上が現況でございまして、地形は標高300メートルから600メートル、平均傾斜度は35度、地質、基岩は砂岩及び頁岩、土壌は褐色森林土でございまして。林況は、スギ・ヒノキ・クリの人工林とコナラ・アカマツの天然林が見ら

れます。

中段が開発行為の内容でございますが、事業区域を約35.6ヘクタール拡張いたしまして、4期20年間の岩石採取を行う計画となっております。

次に、その下、20年後の残置森林、造成森林の面積とその割合をお示ししてございます。残置森林が71.8%、造成森林が24.6%となりまして、森林率が96.4%となっております。

次に、森林の維持管理についてでございますが、残置森林については、広葉樹との混交林への林相転換を図るとともに、造成森林につきましては、表土の復元、客土等の措置を講じまして、在来種を植栽し、下刈り等の管理を行うこととしてございます。

続きまして、11ページの表の右側のほうにお移りいただきまして、土石の採掘終了後の跡地利用についてでございますが、造成森林区域において客土等の措置を講じ、適宜植栽を行うとともに、掘削跡については埋め戻しを行い、植栽による修復を図ることとなっております。

周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況でございますが、事業区域の北側を山入川が東西方向に流下し、その山入川に沿って八王子市道が走っておりまして、事業区域は市道の終点に位置しております。山入川沿いの低地には小規模な集落が点在しておりますが、その他の施設はございません。

地域の水需要の状況でございますが、飲料水源、漁業関連施設、水源を依存する農地はございませんが、一部、防火用水等に関する利用がございます。

次に、周辺住民、土地所有者、公共施設管理者などの同意取得等の状況でございますが、恩方漁業協同組合より採掘区域拡張に対する承諾書を取得してございます。土地所有者からは同意を取得済みでございまして、公共施設管理者の同意も取得済みとなっております。

続きまして、右下の下段のところで、土工関係でございます。切土量が282万立方メートル、盛土量は94万立方メートルとなっております。切土の法面は硬い岩でございまして、傾斜は60度、高さ5メートルから10メートルごとに3メートルから10メートル幅の小段を設けてございます。盛土につきましては、傾斜30度で、高さ5メートルごとに3メートルの小段を設ける計画となっております。また、盛土や犬走りへの植栽工につきましては、高木、中木、低木を合わせまして1ヘクタール当たり5,000本の植栽を行う計画となっております。

12ページに移りまして、左上のところで雨水排水施設となっております。30年確率の降雨強度に対応するよう、4カ所の沈砂池兼調節池を設ける計画となっております。

続きまして、12ページ、右の中ほどからでございますが、本件事業の遂行に必要な許認可などを掲載してございます。

4段目にございます、東京都における自然の保護と回復に関する条例でございますが、

平成26年、本年9月3日に自然環境保全審議会で許可相当の答申を受けてございます。

また、12ページの左側の表の5段目のところが環境影響評価条例になっておりますけれども、この5段目に記載してございます環境影響評価条例につきましては、工事縦覧期間が7月29日に終了しておりますして、着工届及び事後調査計画書が提出済みとなっております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。先ほど、20年間で4期に分けて進めるとご説明をいたしましたけれども、それぞれの期別の進捗状況を15ページにかけて図示してございます。

詳細につきましては、16ページから20ページにかけて記載がございましたので、ご覧いただければと存じます。

まず、16ページをご覧いただきたいと思います。着手時の事業区域の現況を示した資料となっております。この図の中で、下のほう、南側のほうに、ちょうど尾根にかかる部分が青色になっているかと思いますが、ここの部分がこれから掘り下げる予定の区域となっております。

続きまして、17ページに移りまして、着手5年後の土地利用計画図となっております。開発予定の森林面積13.4ヘクタールのうち5.9ヘクタールの開発が進んだ段階をお示ししております。16ページの青色で示した部分につきましては、標高560メートルまで掘削が進んでまいります。

続いて、18ページをご覧ください。続く第2期、着手10年後の状況でございます。新たに2ヘクタールの森林が開発され、南側の採掘は標高490メートルまで進んでまいります。

次の19ページが第3期、着手15年後の状況でございます。新たに3.5ヘクタールの開発が行われまして、18ページの第2期と比較いたしますと、南側の採掘は標高450メートルまで進んでおりまして、中央の部分に新たに切羽調節池が整備される計画となっているところでございます。

次の20ページが第4期に当たりまして、19ページと比較してさらに2ヘクタールの開発が進みまして、これをもって事業終了時の状態となっているところでございます。

こちらの20ページでございますが、次の21ページでお示しをしております拡張部分の切土の断面図が21ページにございますが、その断面の位置を20ページでお示してございます。

21ページの上段をご覧いただきたいと思います。A-A'の断面図のほうでございますが、この断面図のピンク色の部分が第1期の切土となっております。青色の部分が第2期、オレンジ色が第3期、黄色が第4期の切土となっております。

下段のB-B'断面図でございますが、A-A'断面図に垂直となるように切った断面をお示ししております。切土の期別の色は上の図と同じでございますが、谷の部分に第4期に生じた土砂の埋め戻しを行うことをお示したのとなっております。

続きまして、22ページにお移りいただきまして、こちらから排水計画となっております。

雨水が直接河川に流れ込まないように、一旦洪水調節池、沈砂池に集水をいたしまして、流量を調整した後に河川に放流する計画となっております。雨水の一部は砕石プラントの洗浄用水として利用しまして、汚濁水処理装置にて循環利用する計画となっております。洪水調節池は、30年確率の降雨強度の流量と1ヘクタール当たり300立方メートルの流出土砂量に対応して設置されてございます。

23ページをご覧ください。排水フロー図となっております。

左側が着手5年後、右側は着手20年後の排水フローとなっております。集水区域が広がりますことから、第3期におきまして切羽調節池を新設いたしまして、9,500立方メートルの容量を新たに確保する計画となっております。

ここで、恐れ入りますが、お手元の資料8、「補足資料（菱光石灰工業採石拡張事業）」をご覧くださいと思います。

資料8でございますが、雨水流出量（ピーク流量）についてという表がございまして、各調整池におけます開発前後の雨水流出量と河川への許容放流量について表でお示ししております。調整池などの設置に当たりましては、開発後の雨水流量を開発前の雨水流量まで調節するのが基本でございますが、本件におきましては、河川（山入川）への許容放流量が別途河川管理者によって定められておりますために、この許容放流量以内に流量を調節できるよう施設の設計を行う必要がございます。

23ページの先ほどのA3判の資料にお戻りいただきまして、23ページの排水フロー図では、計画をされております四つの調節池の容量が、いずれも30年確率の降雨強度に対応できる容量の1.2倍以上の能力を確保していることをお示ししてございます。

24ページをご覧くださいますと、20年後の排水計画の平面図を、25ページから28ページにかけて各調節池の構造図をお示ししてございます。

最後に、29ページをご覧くださいと思います。こちらに緑地断面図及び植栽図をお示ししてございます。

左の上に盛土造成地における緑化計画の模式図を、左の下には採掘跡地の法面緑化計画の模式図を示しております。また、右側には、犬走りと盛土の植栽図をお示しております。いずれも土が流れないようにカットをいたしまして、客土を行った上で、アカマツやコナラ、クヌギなどの苗木を1ヘクタール当たり5,000本の割合で植栽を行っていく計画となっております。

概要についてのご説明は以上でございますが、先ほどと同様に、資料の7、基準適合表をごらんいただければと思います。

先ほどの第一石産運輸株式会社の第1号議案と同様に、今回の変更許可申請が許可基準に適合しているか否かにつきまして整理をさせていただきます。

まず、1段目でございますが、森林法第10条の2第2項において、都道府県知事は、

前項の許可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならないと規定をしております。

続きまして、第1号（災害の防止）でございますが、1の切土、盛土又は捨土の中の工法についてでございます。本件の場合の切土につきましては、基準として、原則として階段状に行うなど、法面の安定が確保されることが基準となっております。それに対しまして、本計画におきましては、山腹を階段状に採掘していくベンチカット工法を採用しておりますので、基準に適合していると判断をさせていただきます。

次に、1段飛ばしまして、法面の勾配でございます。基準では、切土に対する標準法面の勾配は、硬い岩の場合は73度から51度となっております。本計画の場合は勾配が60度ですので、基準に適合しております。廃土石の盛土に対する標準法面勾配でございますが、岩塊の場合は34度から29度が基準となっております。本計画では勾配が30度となっております。基準に適合していると考えてございます。

続きまして、法面における小段でございますが、基準は、切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることとなっております。それに対して、計画では切土高5メートルから10メートルごとに3メートルから10メートルの小段が設置される内容となっておりますので、基準に適合していると考えております。

盛土につきましても、盛土高が5メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることと基準はなっております。それに対して、計画では5メートルごとに3メートルの小段が設置される内容となっておりますので、これも基準に適合していると判断しているところでございます。

続きまして、1段飛ばしいただきまして、擁壁の設置箇所についてでございます。本件は硬質砂岩の硬岩盤であるため、擁壁の設置は必要なしとしております。

次に、2、えん堤等でございますが、こちらも硬質砂岩の硬岩盤のため、設置は必要なしというふうになってございます。

次に、3、排水施設の構造でございますが、基準のとおり、河川管理者の同意を既に得ているところでございます。

適合表の2ページをお開きいただきたいと思います。

左上の第1号の2（水害の防止）で、4、洪水調整池等というところでございますが、基準の中段にありますように、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであるというのが基準でございます。本件の計画の場合、先ほどご説明をいたしましたとおり、30年確率の雨量強度に対応できる洪水調整池を設置しておりますので、基準に適合すると考えてございます。

少し先に参りまして、第2号（水の確保）に移らせていただきます。本計画の場合、開発行為地に隣接して流れております山入川は、周辺地域で取水所等が設置されておられませんので、問題ございません。このため、水量の確保の措置は必要ないということになります。

続きまして、第3号（環境の保全）の1、残置森林についてでございます。土石等の採取の場合、残置森林率、森林率の基準は設けられてございません。しかしながら、参考までに、工場事業場の設置や残土処分の場合においては、森林率はおおむね35%以上とする基準がございます。こうした基準と照らしましても、本計画の場合は森林率は96.4%となっておりますので、十分な数値と考えられまして、基準に適合していると判断しております。

次に、森林の幅と配置についてでございますが、基準では、原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林または造成森林を配置することとなっております。本計画の場合、周辺部に幅70メートルから330メートルの残置森林が配置されてございまして、基準を満たしていると判断しております。

続きまして、2、造成森林についてでございますが、基準では樹高1メートルの場合、1ヘクタール当たり2,000本の植栽を行うとなっておりますが、計画では1ヘクタール当たり2,000本を超える植栽を行う計画となっております。基準に適合していると判断しております。

3ページをお開きいただきたいと思います。こちらからは一般事項となっております。

上から2段目の2、開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有するものの同意についてでございますが、基準では、申請者の3分の2以上の同意を得ることになっているところ、本件におきましては、全ての土地所有者から同意を取得済みでございます。

続きまして、4の開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可などについてでございますが、基準では、当該許認可等がなされているか、またはそれが確実であることが基準となっております。先ほどご説明いたしましたとおり、関係ある法令等につきましては許認可済み、または確実に許可が見込まれる状況となっております。

続きまして、5、信用関係と6、資金の調達についてでございますが、菱光石灰工業株式会社は昭和35年に設立されまして、採石事業者として登録されており、基準は満たしていると考えてございます。なお、資金の調達につきましても、自己資本の銀行残高を確認させていただいているところでございます。

次に、8、全体計画との関連の明確さでございますが、本計画では4期20年の全体計画を策定しております。5年ごとの各期の計画と全体計画との関連性は明確にされてございます。

次に、11、周辺地域の住民生活及び産業活動への配慮についてでございますが、恩方漁業協同組合より「採掘区域拡張事業」に対する承諾を得ておりまして、地域への配慮もなされた計画となっていると確認してございます。

以上、主な項目についてご説明をいたしました。都としては基準に適合した計画であると考えているところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○鈴木会長 ご説明ありがとうございました。

今、第2号議案の諮問内容についてご説明をいただきました。第1号議案同様、委員の方には6の資料ですか、これを事前にお送りしてご意見をいただいておりますが、特段のご質問等はなかったようです。この場で何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。どなたでも結構です。

どうぞ。

○土屋委員 資料の6の11ページのところなんです、右側の周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況というところなんです、これは山入川沿いの流域のことについてお書きになっているんですね、事業者の方が。なんです、私の理解が正しければ、水が流れるのは開発後も山入川なんです、尾根を崩すので、景観上は入山川、南側のほうにも景観上の影響は及ぶと思うんですが、この入山川沿いの記述がなくていいのかということと、それから現実問題として、入山川沿いには人家はないのかどうかということはいかがでしょうか。写真で見ると、何かぼつぼつとあるようにも見えますけども、人家かどうかわからないんですけども。

○及川緑環境課長 直近の今ご質問いただきました民家のことについて、大変恐縮ですが、ちょっと私どもも承知しておりません、ただ、基本的にこの事業所に関しては、民家からはかなり、近隣に若干の集落はございますけれども、それ以外は民家等から離れた事業場であるというようには伺っております。

それで、今、尾根越えのお話があったので、この点につきまして、実は本日の森林審議会に先立ちまして、自然環境保護条例に基づく自然環境保全審議会が行われておりまして、その場でかなり、景観について、あるいは尾根が変わることによる影響ということについてはさまざまなご意見、ご質問がございまして、それについては既に事業者からも、これは自然環境保全審議会の中での議論ということになりますけれども、景観のモニター写真というのを掲げまして、どういうふうに5年ごとに景観が変わっていくのかということについてのご説明もございましたし、それから、水の流れていく範囲も、尾根が変わっていくことであれば、もしかしたら反対側に崩れてしまうんじゃないかなという意見も自然環境保全審議会の議論の中でございました。

ただ、この点につきましては、既に事業者のほうからいただいている情報の中で、ベンチカット工法というのをとって、ちょうど、こういう尾根があったとしまして、こちらのほうから少しずつ切り崩して、一番高いところがだんだん下がっていくような形に

なるんですが、一番高いところは必ず10メートルぐらいの段を設けまして、反対側に雨が流れていかないように配慮しながら少しずつ切り下げていくという工法をとりますので、基本的には、新しくできる尾根よりもこちら側に降ってくる雨というのは全て事業場のほうを通じて流れていくというようなことも確認されておりまして、その流量、事業場内の流量が増えることにつきましては、切羽調節池というものを新たに設けることで十分な容量を確保しているという計画が出されているということをご報告いたしまして、自然環境保全審議会ではご納得をいただいて許可をいただいているというところでございます。

○土屋委員 多分、水はそのとおりだというふうに思うんですけども、景観上の問題というのは、こっちの森林審議会のほうでは特に扱わなくてもよろしいんですか。というのは、景観の維持対策というのが項目に挙がっているので、ちょっと気になったところなんですけども。

○及川緑環境課長 許可基準としてどこまでの景観を、景観というのをどういう状態まで維持しなければならないというのは、なかなかちょっと難しい部分もございしますが、景観ポイントというものから見たときに、可能な限り、例えば崩したところをまた植栽を施して緑にしていっていかうようなことについては、本計画では充分配慮がなされているというふうにも考えられておりますので、そういった意味では、本審議会における景観への配慮ということについても、配慮はなされているのかなというふうに考えているところでございます。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。今のあれは、9月3日に行われた自然環境保全審議会で景観に係る議論というのが既になされて、その上で変更の許可の答えが出ていると、こういうご説明でよろしいでしょうか。

○及川緑環境課長 はい。

○鈴木会長 ほかにございますでしょうか。何か委員の方からお尋ね、確認等ございますでしょうか。

念のためのお尋ねですが、先ほどの資料7の2枚目の環境の保全、第3号の一番上にあります残置森林率というところの本計画のところに書いてある、この資料の4行目、何か誤植ですかね。「残置森林率＝残置森林率残置森林÷開発しようとする森林」で、これはコピーか何かの誤植で、「＝」の後の「残置森林率」を消したらということではよろしいですね。

○及川緑環境課長 はい。「＝」の右側の「残置森林率」まで消していただくと正しい記載になります。申し訳ございません。

○鈴木会長 わかりました。念のためにお尋ねしました。

同じような確認ですが、今の資料の1ページ目の河川管理者の同意を得ているということの、ここの河川管理者は八王子市という理解でよろしいんですか。

○及川緑環境課長 そのとおりでございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

○田中委員 すみません、教えていただきたいんですけども、資料6の16ページのところの地図がありますけれども、そのSL350とか360と書いてあるのは、真ん中辺の黄色いところなんですけど、これは平坦地の高さのことを言っているのでしょうか。

○及川緑環境課長 標高をお示ししております。基本的には標高のメートルということでご理解いただければと。

○田中委員 メートルなんですね。そうすると、350とか360ということですね。

○及川緑環境課長 はい。

○田中委員 そうすると、17ページを見ますと、着手時のときと比べて5年後は、その360とか350のところを340まで低くしてとるということなんですか。

○及川緑環境課長 そうですね。そういうことになります。

○田中委員 とすると、その次の18ページのところは、10年後になると、また340から350に戻してあるというふうな理解でよろしいんですか。

○及川緑環境課長 そうです。

○鈴木会長 だから、一回340に下げて、また350に一部上げるんですね。それで、今度、上げ残ったところが切羽調節池という窪みになって調節池になっていると。次の19ページを見れば、そこに池ができますね。その池の底が多分340なんだろうと思うんです。

○田中委員 そうなんですか。

○鈴木会長 はい。それで、周りは370まで上げていくという、そういうことがこの一連の図であると。だから、多分一回下げて、池のところ以外はまた上げて行って、結果として池ができるという作り方のご説明ではなかろうかというふうに。

事務局、その理解でよろしいですね。

○及川緑環境課長 そのとおりでございます。

○田中委員 どうもありがとうございます。

○鈴木会長 細かい点でも結構なんですけど、何かございますでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、今回の第2号議案の諮問に係る林地開発変更許可申請については、原案どおり許可するというご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議を終了ということになりますが、諮問答申文の作成を行いたいと思います。事務局、答申案の配付をお願いいたします。

(答申案配付)

○鈴木会長 二つの議案を審議いたしましたので、答申書というのはそれぞれの議案についてあります。

それでは、事務局から答申案の朗読をお願いいたします。

○石城森林課長 それでは、まず第1号議案からでございますが、
(案)。

26東森審第1号。

答申書。

東京都知事 舛添要一殿。

平成26年8月21日付、26環自緑第512号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成26年10月1日。

東京都森林審議会会長 鈴木雅一。

記、第一石産運輸株式会社の採石事業の拡張については、許可を適当と認める。

以上でございます。

続きまして、第2号議案でございますが、

(案)。

26東森審第2号。

答申書。

東京都知事 舛添要一殿。

平成26年8月21日付、26環自緑第513号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

平成26年10月1日。

東京都森林審議会会長 鈴木雅一。

記、菱光石灰工業株式会社の採石事業の拡張については、許可を適当と認める。

以上でございます。

○鈴木会長 答申案について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 よろしければ、ただいまご賛同が得られましたので、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

今、お手元の答申書は「案」と書いてありますが、「案」を外した答申書に事務局のほうで差しかえていただきまして、「案」のとれたもの、これを本審議会の答申としたいということでございます。

○田中委員 すみません、一つ質問したいのですが、この答申書案について形式の話になりますが、記書きの下に、最後「以上」がないです。本来なら「以上」とあってもいいのではないかと思います。先ほど、資料1や資料5にも入っていないのですが、東京都では無いのが普通なんでしょうか。そこのところを聞かせてください。

○鈴木会長 多分、行政のことですから、前例に従ってということなんだろうと思いますが、お尋ねでありますので、事務局、一言お願いいたします。

○石城森林課長 今まで、慣例として「以上」が入っていないもので。

○鈴木会長 このフォーマットでこの森林審議会は長らくやってきたので、これでいかがであろうかということですね。

○石城森林課長 そうでございます。

○鈴木会長 わかりました。

ということだそうでございますが、ご了解いただけますでしょうか。

○田中委員 了解してもよろしいのですが、ビジネス文書を考えますと、やはり記書きの下は最後、「以上」まででとめておかないと、何かつけ加えられたときにどうなのかと。ワープロしてある時代だからいいのですが。また将来、考えていただきたいと思います。

○石城森林課長 わかりました。

○鈴木会長 ということで、今のご指摘、今後のことについてはご検討いただくということをお願いいたします。

○石城森林課長 わかりました。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。

○田中委員 結構でございます。細かいことで申し訳ございません。

○鈴木会長 ご指摘ありがとうございます。

それでは、本日の審議会の議事は終了いたしました。

委員の皆様方には、議事進行にご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

審議が終了しましたので、ここで傍聴者をご退場をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

○鈴木会長 それでは、審議終了ということで、事務局に司会をお返しいたします。

○事務局 鈴木会長、どうもお疲れさまでございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、本当にありがとうございます。

なお、次の審議会につきましては、今のところ予定はありませんが、審議会が必要な案件が生じましたら、委員の皆様には改めて日程調整をさせていただきますので、その際はよろしくをお願いいたします。

これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。